

COCOLiS（消費者団体訴訟制度）の概要

消費者団体訴訟制度：Consumer Organization Collective Litigation System



COCOLiS(消費者団体訴訟制度)は、
内閣総理大臣が認定した「**適格消費者団体**」や
「**特定適格消費者団体**」が、事業者の不当な行為への差止めを行ったり、
消費者が事業者から受けた被害の回復を図る制度です。



消費者団体訴訟制度の
マスコットキャラクター「ここりす」



消費者

差止
請求

不当な勧誘
不当な契約条項
不当な表示 など

事業者

多数の被害者に共
通した被害



消費者

被害
回復

「**適格消費者団体**」が
事業者の不当な行為への
差止請求を実施するよ！

「**特定適格消費者団体**」が、多数の消費者
が受けた被害について訴訟を通じて被害
回復を図ります！

差止請求のマスコット
キャラクター「てりす」

被害回復のマスコット
キャラクター「とりす」

COCOLIS（消費者団体訴訟制度）の活動実績

消費者団体訴訟制度：Consumer Organization Collective Litigation System

ある家賃債務保証事業者が消費者と結ぶ契約の中に、消費者が家賃を2か月以上滞納するなどの要件を満たした場合に、その消費者は賃借物件を明け渡したとみなされる趣旨の条項等があり、これらを差し止めるべく、適格消費者団体「消費者支援機構関西」が提訴しました(平成28(2016)年10月)。

その後、令和4(2022)年12月に最高裁判所において、この明け渡したとみなされる趣旨の条項の差し止めが認められました。

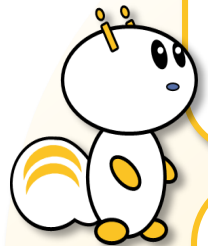
ある消火器等リース事業者が消費者とのリース契約に関し、扱う商品が実際のものより優れていると誤認させる表示を行うなどの行為を行っているとして、これらを差し止めるべく、適格消費者団体「消費者市民ネットワークほく」が提訴しました(平成30(2018)年7月)。

その後、令和3(2021)年12月に適格消費者団体側の主張が高裁で認められました(その後事業者側は上告しましたが、令和4(2022)年6月に棄却。)

ある大学医学部の入試での得点調整(出願者の属性(女性及び浪人生)を不利益に扱ったもの)に関連して、出願者に生じた財産的な被害(支払った入学検定料等)を回復すべく、特定適格消費者団体「消費者機構日本」が提訴しました(令和元(2019)年10月)。

その後、令和5(2023)年5月に、元出願者1184人分、計約1億6683万円の被害が回復されました。

被害回復のマスコットキャラクター「とりす」



差止請求の
マスコット
キャラクター
「てりす」



C O C o L i S (消費者団体訴訟制度) のあゆみ

消費者団体訴訟制度：Consumer Organization Collective Litigation System

ここではまだ僕
だけで頑張っ
ていました！



差止請求のマスコット
キャラクター「てりす」

平成18年
(2006年)
5月

適格消費者団体の認定制度創設 (改正消費者契約法成立による)
→ C O C o L i S (消費者団体訴訟制度) の発足【差止請求】
※翌年8月には最初の適格消費者団体2団体が同時認定されました。

特定適格消費者団体の特定認定制度創設 (消費者裁判手続特例法成立による)

→ C O C o L i S (消費者団体訴訟制度) の拡充【被害回復】

※平成28年 (2016年) 12月に最初の特定適格消費者団体が特定認定されました。

平成25年
(2013年)
12月

やっと僕も登場。
てりすと一緒に
がんばるゾ！！



被害回復のマスコット
キャラクター「とりす」

これからも、
消費者の笑顔の
ために頑張ります！！

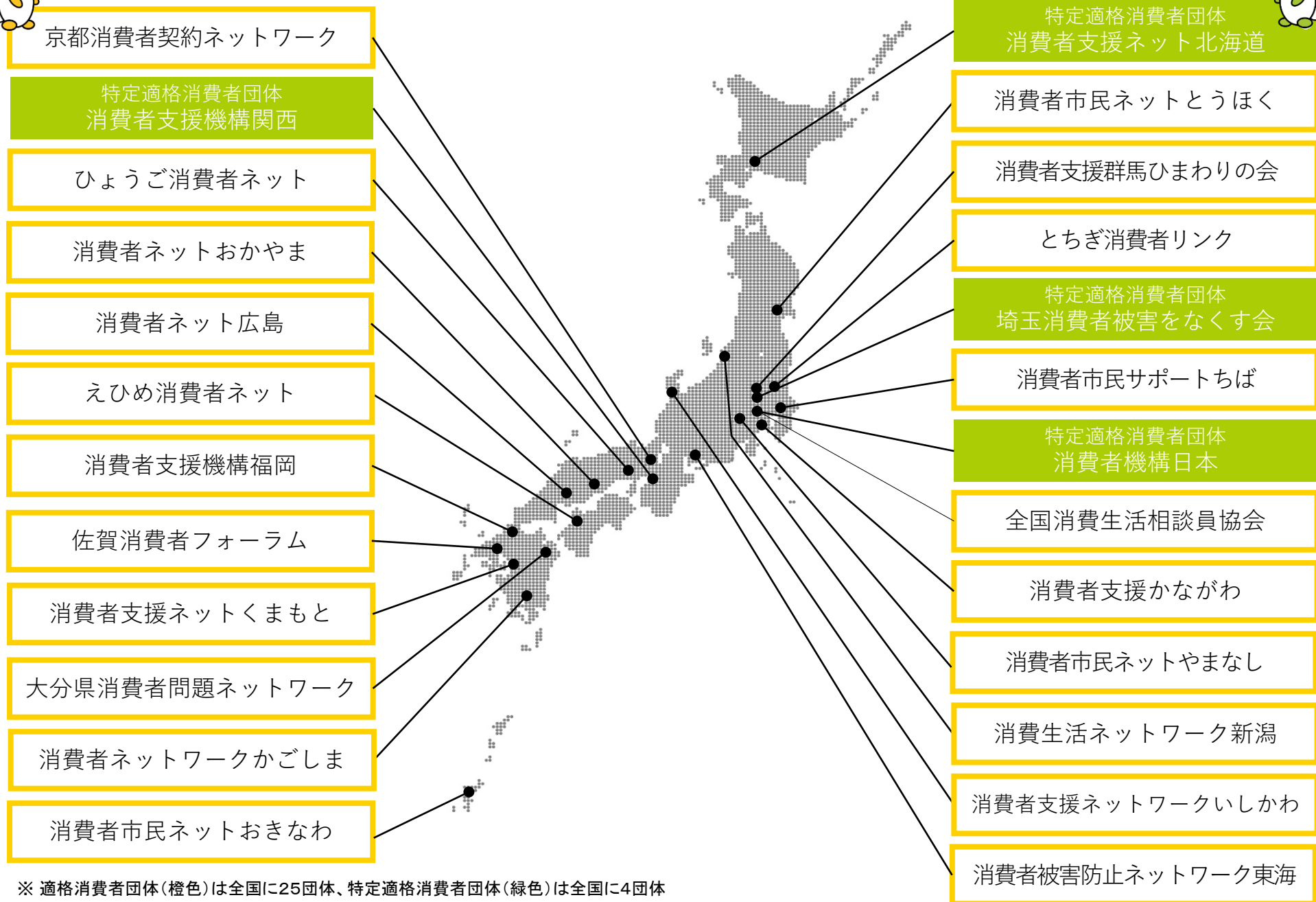


消費者団体訴訟制度の
マスコットキャラクター「ここりす」

現在

令和5年 (2023年) 8月現在、25の適格消費者団体が認定を受け、
そのうち4団体が特定認定を受けています。
※差止請求実施件数：約950件 (事業者数)
※被害回復提訴件数：7件 (事業者数)

全国の適格消費者団体・特定適格消費者団体 (令和5年(2023年)8月現在)



※ 適格消費者団体(橙色)は全国に25団体、特定適格消費者団体(緑色)は全国に4団体